元結の新題楽府をめぐって
―杜甫「同元使君春陵行」における元結―

加藤敏

はじめに

広徳二年（七六四）、道州刺史の任にあった元結は、新題楽府「春陵行」及び「賊退示官吏」詩を制作した。この二首は、大暦元年（七六六）もしくは二年（七六七）、夔州に旅寓していた杜甫のもとにも届けられ、感動した杜甫は「同元使君春陵行」詩を作り唱和している。

「春陵行」と「賊退示官吏」が杜甫に与えた影響についてはこれまで論じられているが[1]、本稿は、杜甫がこの二首をどのように読み、元結をどのように評価したかを改めて検討することを通して、元結の新題楽府の及ぼした影響の一端を明らかにするものである。

一、「春陵行」と「賊退示官吏」

「春陵行」及び「賊退示官吏」は次のような作品である[2]。

春陵行并序

癸卯歳、漫叟授道州刺史。道州旧四万余戸、経賊已来、不満四千、大半不勝賦税。到官未五十日、承諸使徴求、符牒二百余封。皆曰、失其限者罪至貶削。於戯、若悉応其命、則州県破乱、刺史欲焉逃罪。若不応命、又即獲罪戻、必不免也。吾将守官、静以安人、待罪而已。此州是春陵故地。故作春陵行、以達下情。

（癸卯の歳、漫叟道州刺史を授けらる。道州は旧四万余戸、賊を経て已来、四千に満たず、大半は賦税に勝へず。官に到りて未だ五十日ならざるに、諸使の徴求、符牒二百余封を承く。皆曰はく、其の限を失ふ者は罪貶削に至る、と。於戯、若し悉く其の命に応ぜば、則ち州県破乱し、刺史焉くにか罪を逃れんと欲する。若し命に応ぜずんば、又即ち罪戻を獲んこと、必ず免れざるなり。吾将に官を守り、静以て人を安んじ、罪を

待たんとするのみ。此の州は是れ春陵の故地なり。故に春陵行を作りて、以て下情を達す。）

軍国多所需、切責在有司。有司臨郡県、刑法竟欲施。
05供給豈不憂、徴斂又可悲。州小経乱亡、遺人実困疲。
大郷無十家、大族命単羸。朝飡是草根、暮食是木皮。
13出言気欲絶、言速行歩遅。追呼尚不忍、況乃鞭扑之。
郵亭伝急符、来往跡相追。更無寛大恩、但有迫促期。
21欲令鬻児女、言発恐乱随。悉使索其家、而又無生資。
聴彼道路言、怨傷誰復知。去冬山賊来、殺奪幾無遺。
29所願見王官、撫養以恵慈。奈何重駆逐、不使存活為。
安人天子命、符節我所持。州県忽乱亡、得罪復是誰。
37逋緩違詔令、蒙責固所宜。前賢重守分、悪以禍福移。
亦云貴守官、不愛能適時。顧惟孱弱者、正直当不虧。
45何人采国風、吾欲献此辞。

（軍国需むる所多し、切責は有司に在り。有司郡県に臨み、刑法竟に施さんと欲す。供給豈に憂へざらんや、徴斂又悲しむべし。州小にして乱亡を経、遺人実に困疲す。大郷に十家無く、大族も命単羸なり。朝飡は是れ草根にして、暮食は是れ木皮なり。言を出だせば気絶えんと欲し、言速かなるも行歩遅し。追呼するも尚ほ忍びず、況や乃ち之を鞭扑するをや。郵亭急符を伝へ、来往跡相追ふ。更に寛大の恩無く、但だ迫促の期有り。児女を鬻がしめんと欲するも、言発すれば恐らくは乱随はん。悉く其の家を索めしむるも、而も又生資無し。彼の道路の言を聴くに、怨傷誰か復た知らん。去冬山賊来り、殺奪して幾ど遺す無し。願ふ所は王官の、撫養するに恵慈を以てするを見んことなり。奈何ぞ重ねて駆逐して、存活を為さしめざると。人を安んずるは天子の命なり、符節は我の持つ所なり。州県忽ち乱亡せば、罪を得るは復た是れ誰ぞ。逋緩せしめて詔令に違ふ、責を蒙るは固より宜しき所なり。前賢分を守るを重んず、悪くんぞ禍福を以て移らん。亦た云に官を守るを貴び、能く時に適ふを愛せず。顧みるに惟れ孱弱の者、正直当に虧かざるべし。何人か国風を采らん、吾此の辞を献ぜんと欲す。）

賊退示官吏并序

癸卯歳、西原賊入道州、焚焼殺掠、幾尽而去。明年、賊又攻永州、破邵、不犯此州辺鄙而退。豈力能制敵歟。蓋蒙其傷憐而已。諸使何為忍苦徴斂。故作詩一篇、以示官吏。

（癸卯の歳、西原の賊道州に入り、焚焼殺掠、幾ど尽

くして去る。明年、賊又永州を攻め、邵を破るも、此の州の辺鄙なるを犯さずして退く。豈に力能く敵を制せんや。蓋し其の傷憐を蒙るのみ。諸使何為れぞ忍苦して徴斂せんや。故に詩一篇を作りて、以て官吏に示す。）

昔歳逢太平、山林二十年。泉源在庭戸、洞壑当門前。
05井税有常期、日晏猶得眠。忽然遭世変、数歳親戎旃。
今来典斯郡、山夷又紛然。城小賊不屠、人貧傷可憐。
13是以陥隣境、此州独見全。使臣将王命、豈不如賊焉。
今彼徴斂者、迫之如火煎。誰能絶人命、以作時世賢。
21思欲委符節、引竿自刺船。将家就魚麦、帰老江海辺。

（昔歳太平に逢ひ、山林にあること二十年。泉源庭戸に在り、洞壑門前に当たる。井税に常期有り、日晏くして猶ほ眠るを得たり。忽然として世変に遭ひ、数歳戎旃を親らす。今来斯の郡を典るに、山夷又紛然たり。城小にして賊屠らず、人貧にして傷みて憐れむべしとす。是を以て隣境を陥るるも、此の州独り全くせらる。使臣王命を将ふ、豈に賊だにも如かざらんや。今彼の徴斂の者、之に迫ること火煎のごとし。誰か能く人命を絶ちて、以て時世の賢と作さんや。符節を委て、竿を引きて自ら船を刺し、家を将て魚麦に就き、江海の辺に帰老せんと思欲す。）

「春陵行」は、安史の乱を経て疲弊した道州の刺史として租税の減免を求めた「奏免科率状」とともに制作された新題楽府であり、道州の疲弊した状況を中央に伝え、刺史として租税の徴収を延期する立場を表明するものであった。しかしながらこの「春陵行」は、これまで言われているような諷諭の作というよりは、むしろ「奏免科率状」を補完する役割を果たしていたと推測される(3)。すなわち、「春陵行」は、漫叟という、中央の官僚に対峙する語り手を設定し、「国風」（「春陵行」第四十五句）として制作したもので、採詩の官によって採取されて天子に「下情を達す」（「春陵行」序）ることを願う作品であったと考えられるのである。

一方、「賊退示官吏」は、直接には道州の官吏に対して自らの感懐を示す詩であり、制作の時期も「春陵行」より数か月遅れている可能性が高い(4)。この作品では、「使臣将王命、豈不如賊焉（使臣王命を将ふ、豈に賊だにも如かざらんや）」（第十五、十六句）と徴税の厳しさが批判され、「誰能絶人命、以作時世賢（誰か能く人命を絶ち、以て時世の賢と作さんや）」（第十九、二十句）と、厳しい表現によって、徴税の官、ひいては中央の政治が指弾されており、終には辞官帰隠の思いが吐露されている。この詩に表出する

激しい感情の起伏は「春陵行」を凌ぐものである。

「賊退示官吏」は、中央に向けて作られたのではなく、道州の官吏に示したものであり、また中央の政治に対する痛烈な批判と辞官の態度表明（第二十一～二十四句）とを含むこの作品は、「春陵行」とは全く表出の位相を異にしているのである。

二、同元使君春陵行

先に述べたように、大暦元年（七六六）もしくは二年（七六七）、「春陵行」と「賊退示官吏」の二首が夔州にあった杜甫のもとに届けられるや、この二首に唱和した「同元使君春陵行」が制作された。

同元使君春陵行并序

覧道州元使君結春陵行兼賊退後示官吏作二首、志之曰、当天子分憂之地、效漢官良吏之目。今盗賊未息、知民疾苦。得結輩十数公、落落然参錯天下為邦伯、万物吐気、天下小安可待矣。不意復見比興体制、微婉頓挫之詞。感而有詩、増諸巻軸、簡知我者、不必寄元。

（道州元使君結の春陵行兼ねて賊退きて後官吏に示す作二首を覧、之を志して曰はく、天子分憂の地に当たり、漢官良吏の目に效ふ。今盗賊未だ息まざるに、民の疾苦を知る。結の輩十数公を得て、落落然として天下に参錯して邦伯と為さば、万物気を吐き、天下小しく安んぜんこと待つべし。意はざりき、復た比興の体制、微婉頓挫の詞を見んとは。感じて詩有り、諸を巻軸に増し、我を知る者に簡するにして、必ずしも元に寄せず。）

遭乱髪尽白　乱に遭ひて髪尽く白く
転衰病相嬰　転た衰へて病相ひ嬰る
沈綿盗賊際　沈綿たり　盗賊の際
狼狽江漢行　狼狽して江漢に行く
05歎時薬力薄　時を歎きて薬力薄く
為客羸瘵成　客と為りて羸瘵成る
吾人詩家秀　吾人　詩家の秀
博采世上名　博く世上の名を采る
粲粲元道州　粲粲たり　元道州
前聖畏後生　前聖　後生を畏る
11観乎春陵作　春陵の作を観れば
歎見俊哲情　歎ち俊哲の情を見る
復覧賊退篇　復た賊退の篇を覧るに
結也実国楨　結や実に国楨なり
15賈誼昔流慟　賈誼は昔流慟し

匡衡嘗引経　匡衡は嘗て経を引く
道州憂黎庶　道州　黎庶を憂ふ
詞気浩縦横　詞気　浩として縦横たり
両章対秋月　両章　秋月に対し
一字偕華星　一字　華星に偕し
21致君唐虞際　君を唐虞の際に致さんとし
淳朴憶大庭　淳朴　大庭を憶ふ
何時降璽書　何れの時か璽書を降し
用爾為丹青　爾を用ひて丹青と為さん
25獄訟永衰息　獄訟　永く衰息せん
豈惟偃甲兵　豈に惟に甲兵を偃するのみならんや
悽惻念誅求　悽惻　誅求を念ふ
薄斂近休明　薄斂　休明に近し
乃知正人意　乃ち知る　正人の意
不苟飛長纓　苟くも長纓を飛ばさざるを
31涼颸振南岳　涼颸　南岳に振ふ
之子寵若驚　之の子　寵驚くがごとし
色沮金印大　色は沮す金印の大なるに
興含滄浪清　興は含む滄浪の清きを
35我多長卿病　我長卿の病多きも
日夕思朝廷　日夕　朝廷を思ふ

肺枯渇太甚　肺枯れて渇すること太甚なり
漂泊公孫城　漂泊す　公孫城
呼児具紙筆　児を呼びて紙筆を具へしめ
隠几臨軒楹　几に隠りて軒楹に臨む
41作詩呻吟内　詩を呻吟の内に作れば
墨淡字攲傾　墨淡く字攲傾す
感彼危苦詞　彼の危苦の詞に感ず
庶幾知者聴　庶幾はくは知者の聴かんことを

序は専ら官吏としての元結を称揚する。先ず、「当天子分憂之地、效漢官良吏之目（天子分憂の地に当たり、漢官良吏の目に效ふ）」と、元結が漢代の善良にして忠実な官吏の細目にならった刺史であったことを言う。「良吏」とは、『漢書』循吏伝に宣帝の言葉として「庶民所以安其田里而亡歎息愁恨之心者、政平訟理也。与我共此者、其唯良二千石乎。（庶民の其の田里に安んじて歎息愁恨の心亡き所以は、政平らかにして訟理まればなり。我と此を共にする者は、其れ唯だ良二千石か。）」とあるように、政治が公平であり、訴訟を正しく裁き、黎民を安んじる地方長官をいう。杜甫は、先ず元結こそが王朝にとって循良な官吏であったと称賛するのである。これは「春陵行」序の「吾将守官、

静以安人、待罪而已。（吾将に官を守り、静以て人を安んじ、罪を待たんとするのみ）」、および「春陵行」の「安人天子命、符節我所持（人を安んずるは天子の命なり、符節は我の持つ所なり）」（第三十三、三十四句）に表出している、元結の刺史としての意識を踏まえたものであろう。

「今盗賊未息、知民疾苦（今盗賊未だ息まざるに、民の疾苦を知る）」とは、安史の乱や西原の賊の侵入によって道州が疲弊している状況にあっても、元結は州民の困苦を知る刺史であったことを言うのであるが、それは「春陵行」の第五～十六句、第二十一～三十二句に描かれた州民のありさまに、黎民を憂える元結のまなざしを読み取ったことに基づくと考えられる。

「得結輩十数公、落落然参錯天下為邦伯、万物吐気、天下小安可待矣。（結の輩十数公を得て、落落然として天下に参錯して邦伯と為さば、万物気を吐き、天下小しく安んぜんこと待つべし）」は、元結に対する賛辞である。杜甫は元結の中に王朝の正しき官吏たらんとする強い自負を読み取っている。その自負は、「春陵行」の「安人天子命、符節我所持（人を安んずるは天子の命なり、符節は我の持つ所なり）」（第三十三、三十四句）、「顧惟孱弱者、正直当不虧（顧みるに惟れ孱弱の者、正直当に虧かざるべし）」（第四十三、四十四句）に鮮明に表出しており、また、「賊退示官吏」における痛烈な官僚批判の言を支えているものでもある。

序は続いて二首の詩に及ぶ。「不意復見比興体制、微婉頓挫之詞（意はざりき、復た比興の体制、微婉頓挫の詞を見んとは）」の「比興体制」、「微婉頓挫之詞」は「春陵行」と「賊退示官吏」の二首に対する評であるが、従来「春陵行」のみについてのものであるとしても論じられている[5]。この二首は、前述のように新題楽府と詩というスタイル、表現の位相も異なる作品である。したがって、杜甫のこの評語が「春陵行」「賊退示官吏」に共通するものであるのか否かについては、改めて確認する必要があろう。

「春陵行」は、「何人采国風」（第四十五句）という句から明らかなように、『毛詩』大序に「是以一国之事、繫一人之本、謂之風（是を以て一国の事を、一人の本に繫す、之を風と謂ふ）」とあるのにならい、道州の黎民の状況と刺史としての立場、判断について詩人の漫叟が自らの心にかけ、中央に伝えるべく国風としての様式をもって制作した作品である。杜甫は、これを『詩経』の美刺の伝統を継ぐ「比興体制」であるとして評価したとしてよい。

一方、「賊退示官吏」詩は「春陵行」のような国風とし

ての体裁を備えてはいない。王運熙氏[6]は、二首ともに「比興体制」の作とするが、少なくとも「賊退示官吏」を「春陵行」と同レベルにおいて「比興体制」の作とすることには無理があるとせざるを得ない。

「微婉頓挫之詞」の「微婉」とは、春秋の筆法をいう語であるが、例えば、劉峻「弁命論」に「夫聖人之言、顕而晦、微而婉（夫れ聖人の言は、顕にして晦、微にして婉）」とあるように、真意が内に含まれていて明示的ではない婉曲な表現をいう。諷諭、諷刺の表現も含まれる。

「頓挫」は、音調や情調、詩文の展開が抑揚に富むこと、急に停頓したり変化したりすることをいう。例えば陳子昂は「修竹篇」序で、東方虬の「詠孤桐篇」を「骨氣端翔、音情頓挫」と評している。また、陸機「遂志賦」序に「衍抑揚頓挫、怨之徒也（衍〈馮衍〉の抑揚頓挫は、怨の徒なり）」とある。言志の文学においては表出の「頓挫」が起こるのである[7]。杜甫も「進雕賦表」において「沈鬱頓挫」の語を用いて自らの文学を語っている。自らを雕に託した「雕賦」は激昂慷慨の気が充溢した作であり、正しく「頓挫」の文学ということができる。

「賊退示官吏」詩は、元結が周囲の道州の官吏に対して直截に自らの心中を独白する作品であり、厳しい税の徴収を迫る「使臣」に対する痛烈な批判が展開され、一転して辞官の意が述べられている。感情の高ぶりと表現の屈折、展開が鮮明なこの詩は、紛れもなく「頓挫」の作である。

さらに「賊退示官吏」詩には諷刺、諷諭の意が寓されていると解釈することができる。詩は、先ず太平の時に逢い山林にあった日々のことを詠じている（第一～六句）。「井税有常期、日晏猶得眠（井税に常期有り、日晏くして猶ほ眠るを得たり）」の句は、律令制度が崩壊した匆々たる当代に対する諷刺でもあるだろう。また、「使臣将王命、豈不如賊焉（使臣王命を将ふ、豈に賊だにも如かざらんや）」（第十五、十六句）、「今彼徴斂者、迫之如火煎。誰能絶人命、以作時世賢（今彼の徴斂の者、之に迫ること火煎のごとし。誰か能く人命を絶ちて、以て時世の賢と作さんや）」（第十七～二十句）に示された批判は、勿論直接には「使臣」「徴斂者」に対するものであるが、ここには朝廷の政治を行う者たちに向けられた厳しい諷諫の意図が込められている。「賊退示官吏」詩は、また「微婉」の作でもあるのである。

「春陵行」も同様である。この作は、前述のとおり、道州の黎民の状況と刺史としての立場、判断を伝えんとするものである。それが「比興体制」であるかぎり、大序に言う「聞之者足以戒（之を聞く者は以て戒むるに足る）」

という機能を有するものとして位置づけられるのであるから、やはり中央の政治のあり方を諫める意図が込められているとしなくてはならない。杜甫は、先ず「春陵行」を「比興体制」と評し、「微婉頓挫」を二首に共通する表現の特色として捉えたのであろう。

詩中では、「両章対秋月、一字偕華星（両章秋月に対し、一字華星に偕し）」（第十九、二十句）と、二首を称賛し、「春陵行」に対しては「観乎春陵作、欻見俊哲情（春陵の作を観れば、欻ち俊哲の情を見る）」（第十一、十二句）と言い、「賊退示官吏」については「復覧賊退篇、結也実国槙（復た賊退の篇を覧るに、結や実に国槙なり）」（第十三、十四句）と詠じている。「俊哲」は、才能見識の非凡な人物、「国槙」は、国家の柱、国家の支えとなる人物をいう。『詩経』大雅「文王」に「維周之槙（維れ周の槙）」とあるのに基づく。杜甫は「賊退示官吏」に示された元結の王朝に対する態度をもって国槙と称賛した。民生を第一とし、中央の政治を批判することも辞せず、官位も望まぬ元結の姿に感動し、彼を国槙と呼び、賈誼や匡衡の姿に重ねているのである。

涙を流し慟哭して天下を論じた前漢の賈誼や、経書を引いて政治を論じた匡衡の姿は、また王朝への強い求心的志向を喚起するものでもある。「致君唐虞際、淳朴憶大庭（君を唐虞の際に致さんとし、淳朴大庭を憶ふ）」（第二十一、二十二句）も元結を称美する語であるが、この句は、かつて天宝六載（七四七）、杜甫が韋左丞に贈った詩で「致君堯舜上、再使風俗淳。（君を堯舜の上に致し、再び風俗をして淳ならしむ）」と自らの願いを詠じた句と同様である。元結のなかに唐王朝への強い求心性が見いだされているのである。

こうした元結の姿に、杜甫は「我多長卿病、日夕思朝廷（我長卿の病多きも、日夕朝廷を思ふ）」（第三十五、三十六句）と自らを振り返る。伊藤氏[8]はこの二句は、杜甫の自己批判と精一杯の自己主張であるとしているが、むしろ杜甫は元結の中に朝廷への強い思いを読み取った時に、自らの内なる王朝への強い求心性を改めて確認したと解釈できるのではあるまいか。

三、「春陵行」「賊退示官吏」の影響

「春陵行」「賊退示官吏」を読み、朝廷を思うとつぶやいた杜甫の表現の営みに生じた変化について、伊藤氏[9]は「杜甫はこの二首により、かつての強固な儒家意識を回復し、ひいては彼の詩的燃焼を熾烈にしたのではなかったか。」

と述べている。氏はまた「詩家」の語に注目し、「吾人詩家秀、博采世上名」（第七、八句）について、「詩家」とは詩の「六義の継承者として」の「儒教的モラルに基礎づけられた意識であるとし、夔州に漂泊する杜甫にとっては、「為し得る最大限のことは、世上の詩の名作を採集して、社会に還元し、世の風教に益することくらいである」と解釈している。

また、伊藤氏[10]は、夔州の時期以後の杜甫の楽府について、「『縛鶏行』『折檻行』『負薪行』『最能行』『可歎』『歳晏行』などの、社会の断面をえぐった現実主義的な作品が見える。」と言い、「大暦以後のものには、やや積極的に現実に立ちむかおうとする姿勢がうかがわれる。多くは日常身辺に材をとるが、社会的連帯感がそこにはある。」と指摘している。

「春陵行」を「比興体制」と称えた杜甫は、果たして楽府という表現様式をどの程度積極的に用いようとしたのであろうか。晩年の作とされる「歳晏行」を取り上げる。

01歳云暮矣多北風　歳云に暮る　北風多し
瀟湘洞庭白雪中　瀟湘　洞庭　白雪の中
漁父天寒網罟凍　漁父　天寒く網罟凍り
莫徭射雁鳴桑弓　莫徭　雁を射て桑弓を鳴らす
去年米貴闕軍食　去年　米貴く軍食を闕き
今年米賤太傷農　今年　米賤く太だ農を傷ましむ
高馬達官厭酒肉　高馬の達官は酒肉に厭き
此輩杼軸茅茨空　此の輩　杼軸茅茨空し
楚人重魚不重鳥　楚人は魚を重んじて鳥を重んぜず
汝休枉殺南飛鴻　汝枉げて南飛の鴻を殺すを休めよ
11況聞処処鬻男女　況や聞く　処処男女を鬻ぎ
割慈忍愛還租庸　慈を割き愛を忍びて租庸を還すを
往日用銭捉私鑄　往日　銭を用ふるに私鑄を捉ふ
今許鉛鉄和青銅　今鉛鉄青銅に和するを許す
刻泥為之最易得　泥を刻して之を為るは最も得易きも
好悪不合長相蒙　好悪　合に長く相蒙(あざむ)くべからず
万国城頭吹画角　万国　城頭　画角を吹く
此曲哀怨何時終　此の曲　哀怨　何れの時にか終らん

大暦三年（七六八）、岳陽に向かう時の作である。冒頭の二句には、年の暮れ、白雪に包まれた情景が描かれる。第三、四句「瀟湘の水も洞庭湖も白雪の中にあり、漁師は寒さのために網が凍り漁もできず、蛮族の莫徭は弓を鳴らして雁を射ている」は、第九、十句に対応し、漁師が税を納めるための漁ができないことをいう。第五、六句は米の

価格が適切でなく、今年は農民が苦しんでいることをいう。大暦二年（七六七）には水害のため、京官の職田の三分の一を減じて軍の食糧に当てたことを踏まえる。また、第七句は、大暦二年三月、郭子儀が来朝した際、元載、第五琦他がそれぞれ三十万銭を出して、郭子儀の邸宅で大宴会を催したことなどの事実を踏まえている。都では高官が贅沢な暮らしをしているのに、湖南の地では必死に機織りをしているものの、粗末な家には何もない、というこの二句は、「朱門酒肉臭、路有凍死骨（朱門には酒肉臭きに、路に凍死の骨有り）」（「自京赴奉先県詠懐五百字」）を想起させる。第十一、十二句は、子供を売って租庸に当てていることをいい、第十三句から第十六句は、民間で鋳造された質の悪い貨幣が用いられ、経済が混乱している事実を伝える。第十七句は戦乱が続いていることをいう。

この作品は時事を踏まえて制作されており、杜甫の現実に対する関心の高さを表すものであるが、劉辰翁が「子美晩年詩多雑乱、無復語次。（子美晩年の詩は多く雑乱にして、復た語次無し。）」と評するように、租税、貨幣の問題、そして戦乱と、やや煩瑣な内容が盛り込まれ、例えばかつての三吏三別に見られるような物語性や問答のスタイル、対象に密着して現実をえぐり出すような迫力が見られない。「春陵行」の表現に迫るものではないといえよう。

一方、楽府以外の作品の中には、三吏三別を彷彿とさせるようなものがある。「甘林」を取り上げる。

01捨舟越西岡　舟を捨てて西岡を越え
入林解我衣　林に入りて我が衣を解く
青芻適馬性　青芻　馬性に適ひ
好鳥知人帰　好鳥　人の帰るを知る
晨光映遠岫　晨光　遠岫映じ
夕露見日稀　夕露　日を見て稀なり
遅暮少寝食　遅暮　寝食少く
清曠喜荊扉　清曠　荊扉を喜ぶ
経過倦俗態　経過　俗態に倦む
在野無所違　野に在りては違ふ所無し
11試問甘藜藿　試みに問ふ藜藿を甘しとするかと
未肯羨軽肥　未だ肯て軽肥を羨まず
喧静不同科　喧静　科を同じくせず
出処各天機　出処　各天機なり
勿矜朱門是　朱門の是なるを矜り
陋此白屋非　此の白屋非なりと陋とする勿かれ
明朝歩隣里　明朝　隣里に歩む

長老可以依　長老　以て依るべし
時危賦斂数　時危くして賦斂数なり
脱粟為爾揮　脱粟　爾が為に揮ふ
21相携行豆田　相ひ携へて豆田を行れば
秋花靄菲菲　秋花　靄として菲菲たり
子実不得喫　子実　喫するを得ず
貨市送王畿　市に貨して王畿に送る
尽添軍旅用　尽く軍旅の用に添ふ
迫此公家威　此の公家の威に迫らる
主人長跪問　主人　長跪して問ふ
戎馬何時稀　戎馬何れの時にか稀ならんと
我衰易悲傷　我衰へて悲傷し易く
屈指数賊囲　指を屈して賊に囲まるるを数ふ
31勧其死王命　其に勧む　王命に死し
慎莫遠奮飛　慎みて遠く奮飛すること莫かれと

『杜詩詳注』は、大暦二年、城中より瀼西の甘林（蜜柑の園林）に戻ってきた時の作とする。城中から船で甘林に戻ってきた杜甫は、ゆったりとくつろいで自問自答しつつ自らのあり方を振り返る。第十七句以降はその翌日のことを記す。翌朝、杜甫は、隣の長老とともに逍遥し、「時代が危うく、徴税がしばしばで、玄米も役人に持って行かれて、なにも残っていない」と訴える長老の言葉を聞きながら、共に豆の畑を巡る。（以上詳注の解釈による）第二十三句から第二十六句は、長老の言葉として読める。長老は「豆の実は食べられず、市場で売ってその銭を都に送る。すべて軍用に供されるが、お上の権威に迫られてしかたなくそうしているのだ」と語る。そして跪いて「戦争は何時になったら無くなるのか」と尋ねる。杜甫は長老の言葉を痛み悲しみ、自らが賊に囲まれた回数を指折り数え、王命であれば死力を尽くさなくてはならないのだと勧めるのであった。

詩の後半の表現は、詳注に引く『杜臆』が「後段列問答之詞、居然古調、与三吏三別諸章参観、何謂唐無古詩乎。（後段問答の詞を列し、居然として古調なり。三吏三別の諸章と参観すれば、何ぞ唐に古詩無しと謂はんや。）」と指摘するように、三吏三別の表現を彷彿とさせるものである。例えばこの物語性と問答のスタイルを持つ場面を新題楽府として描くことは十分に可能であったろうに、杜甫はそうしなかった。杜甫は夔州の時期以降も、楽府の制作に対しては実はそれほど積極的でなかったということが窺える。

一方、伊藤氏[11]が指摘するように、夔州にあった時期、杜

甫は長編の排律を制作している。三十韻以上の作品は、「夔府書懐四十韻」「贈李八秘書別三十韻」「秋日夔府詠懐奉寄鄭監李賓客一百韻」「寄劉峽州伯華使君四十韻」「大暦三年春、白帝城、放船出瞿塘峡、久居夔府、将適江陵、漂泊有詩、凡四十韻」である。これら排律の制作は、杜甫の詩歌創作への意欲が高まっていることを示すものであろう。

そのうち、「夔府書懐四十韻」（大暦元年秋）は、自らの状態を述べて天下の現状に及び、中央の政治に対する尚書省の官吏としての見解を示した作品である。詩中には、中央の租税の徴収と盗賊への対応に対する見解が批判を含みつつ次のように展開されている。

……　……
使者分王命　使者　王命を分かち
群公各典司　群公　各典司す
恐乖均賦斂　恐らくは賦斂を均しくするに乖き
不似問瘡痍　瘡痍を問ふに似ざらん
万里煩供給　万里　供給煩はしく
孤城最怨思　孤城　最も怨思す
緑林寧小患　緑林　寧ぞ小患ならんや
雲夢欲難追　雲夢　追ひ難からんと欲す
即事須嘗胆　即事　須らく胆を嘗むべく
蒼生可察眉　蒼生　眉に察すべし
……　……

「天子の命を使臣が各地方に伝え、中央ではお歴歴が官署を司っているが、徴税の仕方は均等ではなく、黎民の疾苦を問う態度ではない。万里の彼方の地でも租税の供給が煩わしく、この夔州では人々が最も恨みに思っている。盗賊は決して小さい愁いではなく、楚の昭王が雲夢に出かけて盗賊に攻められるようなことが起こってからでは遅いのだ。眼前のことに即して言えば、復讐することを忘れてはならないし、黎民の心はその眉を見ただけで察するようにしなくてはいけない。」

「使者分王命」は、天子の命を使臣が各地方に伝えることで、元結「賊退示官吏」詩の「使臣将王命」（第十五句）の句を想起させる。また、「賦斂」の語も同じ意味の「徴斂」が「春陵行」「賊退示官吏」にそれぞれ「供給豈不憂、徴斂又可悲（供給豈に憂へざらんや、徴斂又悲しむべし）」（第五、六句）「今彼徴斂者（今彼の徴斂の者）」（第十七句）のように用いられている。「供給」の語も「春陵行」に見える。

租税の徴斂と盗賊の侵入は「春陵行」「賊退示官吏」において、道州刺史元結が直面した問題でもあった。さらに

黎民への視座も共通している。

おそらく元結の詩に触発され、尚書省の郎官としての「朝廷を思う」意識と詩家としての自負とが、この最も技量を求められる排律の長編を制作せしめたのであろう。この詩の第七十八句「哀歌欲和誰（哀歌和せんと欲するは誰ぞ）」が示すように、夔州にある杜甫にとって、その営みは「哀歌」でしかなかったが、ここには確かに朝廷への著しい求心性が表出している。

おわりに

「同元使君春陵行」詩は、元結の文学の称揚というより、王朝の官吏としての元結を称える詩である。そしてそのことが杜甫の心中に、王朝への強い求心性を持つ官吏としての意識を自覚させることとなった。「朝廷を思う」とはこのことである。しかし杜甫は元結の比興の体制にならって、楽府の形式によって下情を達する諷諭の方法を積極的にとることをしなかった。彼はおそらく比興の文学の限界を見定めていたのであろう。元結の「春陵行」は杜甫に驚きと感動を与えはしたものの、表現の方法として積極的に取り入れられることはなかったのである。

注

（1）代表的な論考に、伊藤正文著『建安詩人とその伝統』第三編第三章「詩家としての杜甫」、第三編第四章「杜甫と元結・『篋中集』の詩人たち」（創文社　二〇〇二）、鄧芳「元結楽府における『比興体制』とその新楽府に対する影響―『春陵行』を中心に―」（東京大学中国語中国文学研究室紀要　第一三号　二〇一〇）がある。

（2）元結詩の本文は孫望著『元次山集』（中華書局　一九六〇）による。

（3）拙稿「元結の『春陵行』と『賊退示官吏』について」（千葉大学教育学部研究紀要　第四五巻　一九九七）。

（4）拙稿（3）。また楊承祖著『元結研究』「元結年譜」（国立編訳館　二〇〇二）。

（5）伊藤正文氏同著、鄧芳氏同論考、王運熙・楊明著『隋唐五代文学批評史』第二編第二章「唐代的詩歌批評」（上海古籍出版社　一九九四）他。

（6）同『隋唐五代文学批評史』。

（7）鄧芳氏は同論考において、「頓挫」を諷諭の表現としている。

（8）伊藤正文氏同著

（9）伊藤正文氏同著

（10）伊藤正文氏同著

（11）伊藤正文氏同著